

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日進工具株式会社			コード	6157
提出日	2026/5/22	異動（予定）日	2026/6/24		
独立役員届出書の提出理由	第65回定時株主総会に小倉乃里子氏及び平賀真紀氏の社外取締役選任議案付議のため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	笹本 憲一	社外取締役	○													○		有
2	中野 秀代	社外取締役	○										○					有
3	斉藤 貴宣	社外取締役	○													○		有
4	小倉 乃里子	社外取締役	○													○	新任	有
5	平賀 真紀	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		笹本憲一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての高度な専門的知識及び経験、また、他社の社外役員としての経験・知見等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言をいただくことを期待し、また、現在、監査等委員である社外取締役として、客観的な見地から適切な監査をいただいていることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
2	同氏が代表取締役を務める株式会社トリアスとの間で、IR資料の作成を目的とした取引がありますが、その取引額は僅少であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準に抵触しないことから、独立性に問題はないと考えております。	中野秀代氏は、資産運用会社での投資判断における企業・財務分析や、IR・PR支援会社での経営助言を通じ、国際性を含む豊富な経験と幅広い見識を有しているほか、他社の社外役員としての経験・知見等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言をいただくことを期待し、また、現在、監査等委員である社外取締役として、客観的な見地から適切な監査をいただいていることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
3		斉藤貴宣氏は、長年に亘る切削工具分野における製品開発、技術サポート及びマーケティングに従事し、高度な専門的知見・国際経験を有しており、直接会社経営に関与した経験はないものの、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者出身等ではなく、当社が定める独立役員の独立性判断基準に抵触していないことから、独立役員として適格であると判断しております。
4		小倉乃里子氏は、製造業において総務担当、経営戦略担当常務、取締役副社長を長年務め、産学官連携の推進に関与するなど幅広い経営知識と見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
5		平賀真紀氏は、弁護士として企業法務をはじめとする高度な専門的知識及び経験に基づき、直接会社経営に関与した経験はないものの、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

4. 補足説明

●当社が定める独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役が以下のいずれにも該当しない場合、当社からの独立性を有していると判断する。

1. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）若しくは業務執行者であった者

2. 直近事業年度を含む過去3事業年度において、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当社の大株主（注2）又はその業務執行者
 - (2) 当社グループが大株主である企業等の業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先（注3）の業務執行者
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人又は組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
 - (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - (7) 当社グループから年間10百万円超の金銭その他の財産による寄付を受けている者又はその業務執行者
 - (8) 当社グループの業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合における他の企業等の業務執行者
3. 上記1又は2(1)～(8)のいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族である者
4. その他独立した社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

- (注1) 業務執行者 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者
- (注2) 大株主 総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者
- (注3) 主要な取引先 当社グループの製品等の販売先又は仕入先等で、1事業年度での取引高が当社グループの連結売上高の2%を超える者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。